

診療所・歯科診療所（個人開設）各申請記載上の注意（変更・廃止）

R3.11.9

副本が必要な場合は、申請書類は2部ずつ提出してください。

◎ 従事者を変更した場合…変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
診療所（歯科診療所又は助産所） 開設届出事項一部変更届 （従事者用）		医療従事者（医師・歯科医師・看護師・歯科衛生士等）は、職種・氏名・免許証番号・登録年月日等を記載してください。医師・歯科医師は、担当診療科目、診療日時を記載してください。
添付書類	診療に従事する医師等の臨床研修等修了登録証	H16.4以降に医師免許証を取得した方（歯科医師はH18.4以降）、再教育研修を修了した方は登録証本証を持参してください。又は、登録証写しの裏面に、「管理者原本確認済み 管理者氏名」を記載してください。
	雇用した医療従事者の免許証	医療従事者の免許証本証を持参してください。又は、免許証写しの裏面に、「管理者原本確認済み 管理者氏名」を記載してください。

◎ 診療科目・診療日時を変更した場合…変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
診療所（歯科診療所又は助産所） 開設届出事項一部変更届	変更前、変更後を記入してください。 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証を持参してください。

◎ 構造設備を変更した場合…変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類		記載上の注意
診療所（歯科診療所又は助産所） 開設届出事項一部変更届		変更事項には、どこを変更したかを記載してください。 変更前・変更後は「別紙のとおり」と記載してください。
添付書類	変更後構造設備概要	変更後の構造設備の概要を記載してください。
	新・旧図面	敷地、建物の構造概要変更部分を赤枠で明示してください。

注) 構造設備を変更した場合は、保健所職員の立入検査があります。

◎ 開設者・管理者の住所・氏名を変更した場合（引っ越し・婚姻等）
…変更後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
診療所（歯科診療所又は助産所） 開設届出事項一部変更届	変更事項には、「開設者・管理者住所」又は「開設者・管理者氏名」を記載してください。
添付書類	変更事項を確認できるもの（氏名変更時：新氏名の医療従事者の免許証等、住所変更時：住民票、運転免許証等）を持参してください。

注) 開設者・管理者自体が変更になる場合は、新規で開設届が必要です。

◎ 施設を休止・廃止した場合・・・休止・廃止後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
診療所（歯科診療所又は助産所） 休 止 ・ 廃 止 届 書	廃止（休止）の理由、廃止年月日（休止期間）を記載してください。
診療用エックス線装置廃止届	廃止時のみ必要です。
診療所の病床設置許可事項一部変更届	病床を有する診療所を廃止する場合のみ必要です。
添付書類	本人確認のため、身分証明書等（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）を確認します。 開設者以外の方が提出する場合には、委任状の提出及び来所者の身分証明書等を確認します。

注）診療所等の再開時には、再開届の提出が必要です。（再開後 10 日以内）

《問い合わせ先》

〒125-0062

葛飾区青戸 4-15-14 (健康プラザかつしか 2階)

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電 話：03 (3602) 1242

F A X：03 (3602) 1298

注意) 葛飾区内の申請先はこちらのみです。